

有機JAS検査員が教える認定取得のここがポイント!!

①特別栽培農産物ガイドライン改正のポイントその2

オーガニック・ランド株式会社 代表取締役 一百野 昌世



Message

前回の表示関係に関するルールから、今回は圃場管理や運用についてのルールを説明します。

1 生産圃場の設定

特別栽培農産物を生産する一定区画の圃場を設定し、特別栽培農産物生産圃場である旨の看板（記載すべき項目も定められています）を設置する必要があります。

2 栽培責任者と確認責任者の設定

従来同様に、栽培の管理や指導を行なう栽培責任者と、それが適切に行なわれているかを確認する確認責任者を定める必要があります。

従来は「栽培責任者」と「確認責任者」は同一人物で行なわれているケースが多々ありましたが、確認責任者による確認内容の信頼性を高める上で、栽培責任者と別の人間が担当することが必要です。そのためには確認責任者にはその地域の農業に精通し技術的な指導ができることも望まれます。

特別栽培農産物生産ほ場 (農林水産省ガイドラインによる)	
ほ場番号 ○	面積 ○アール
特別栽培開始年月日 ○年○月○日	
栽培責任者 氏名 ○○ ○○	住所 ○○市○○-○
	TEL ○○-○○-○○○○
確認責任者 氏名 ○○ ○○	住所 ○○市○○-○
	TEL ○○-○○-○○○○

(看板表示例) 生産圃場には看板を立てて定められた表示項目を明確にします。

3 グループによる管理組織作り

ガイドラインでは同じ作り方をする生産者のみのグループ、そして出荷先までを含めた任意の管理組織づくりが求められています。目的は対象圃場の栽培管理状況やその出荷状況等を計画的に点検し特別栽培農産物として適切であるかどうかを相互確認するためです。その為グループ管理にはグループの規約、生産者名簿、生産圃場登録、組織や役割分担なども定める必要があります。当然農家単独での組織も可能ですが、栽培責任者と確認責任者は必須です。この場合確認責任者は出来るだけ農家自身でないことが望まれます。

4 栽培責任者の業務

栽培責任者は以下5項目の業務を行なうこととなります……

- ①特別栽培農産物の生産を行なう圃場を設定しその生産圃場である旨の圃場看板を設置します。
- ②栽培開始前までには特別栽培農産物に該当する「栽培計画書」を作成し確認責任者に提出します。
- ③栽培が開始されたら、その栽培管理内容を「栽培管理記録」として残します。
- ④収穫終了後出荷前までに「栽培管理記録」を確認責任者へ提出し特別栽培農産物に該当するか確認を受けます。
- ⑤出荷が開始されたら「出荷記録」を作成し、出荷終了後「出荷記録」を確認責任者に提出する一連の業務

を行います。(各管理記録には記入すべき項目が定められています)

5 確認責任者の業務

確認責任者は、栽培管理責任者による栽培管理や指導が特別栽培農産物として適切に管理が行なわれているかをチェックする内部監査人のようなものです。以下4項目の業務を行なうこととなります……

- ①「栽培計画書」の提出を受けたときは生産者と生産圃場の位置、栽培する作物名等を確認、記載項目に不足がないこと、記載内容が特別栽培農産物に該当かを確認、栽培期間中の現地確認をいつ頃行なうかなどを決めます。
- ②栽培期間中少なくとも1回以上生産圃場に赴き生産圃場の状況、栽培管理記録の記載状況を調査、「栽培管理記録」の記載状況を確認しその確認記録を「栽培管理台帳」に付記します。
- ③収穫終了後「栽培管理記録」の提出を受けた場合はその記録に必要な事項が記載されているか、化学合成資材の使用等の内容が特別栽培農産物に該当するかを確認しその確認記録を「栽培管理台帳」に付記します。
- ④出荷が終了し「出荷記録」の提出を受けた場合は、必要事項が記載されているかを確認し「出荷記録」の受領確認欄に付記します。これら「栽培計画書」、「栽培管理記録」、「出荷記録」は受領後3年間保管する一連の業務です。